

支 部 長 様  
分 会 長 様  
養護教員 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞  
養護教員部長 田村 香代子

## 「職員の健康診断業務」を養護教員に押しつけさせない年度末・年度初のとりのりくみ

年度末の諸とりくみに敬意を表します。

さて、養護教員、とりわけ複数配置（3 ヶ月配置を含む）養護教員に対して、「職員の健康診断業務」を押しつける校長が、いまだ居なくなりません。これは一部校長の「誤った独断的な考え<sup>※</sup>」から生まれた動きです。

本来、「職員の健康診断業務」は、労働安全法に基づき管理職が責任をもって行うべきものです。一方的に養護教員に「職員の健康診断業務」を押しつけることは、福利課が新高教との合意に基づき 2008 年 1 月 25 日に発出した通知文に反するものです。これを踏まえ、2011 年 1 月 24 日に養護教員部では「養護教員部の勤務労働条件に関わる要求書」に基づく県教委交渉を行い、別紙の回答を得ています。

2023 年度も、2023 年 12 月 19 日に対県交渉を行い、「平成 20 年 1 月 25 日付けの福利課からの通知文につきましては、県立学校における安全衛生管理体制の整備を進めるため高教組との合意に基づき発出した文書であり、通知の主旨につきましては当然尊重すべきものと考えています。年度初めの県立学校長会議等に於いても説明しており、校長は学校の実態を踏まえて校務分掌に位置付け、業務の分担をお願いしているものと考えています。」「免許取得後速やかに変更するよう、引き続き個別に要請を行ってまいります。」との回答を得ています。

このことを踏まえ、校長が養護教員に対して、一方的に「職員の健康診断業務」を押しつけることがないよう、養護教員が組合員であるか否かにかかわらず、下記のとりくみをお願いします。

※誤った独断的な考え：『職員の健康診断業務』に携わることを前提に養護教員を複数配置している。」

※誤った独断的な考え：『職員の健康診断業務』は養護教員がするべきだ」という誤った認識に立つ。

尚、関連資料が必要な場合は本部・養護教員部担当までご連絡をお願いします。

### 記

#### 1. 2023 年度末のとりのりくみ

1) 分会会議を開催し、以下のことについて意思統一を行います。

(1) 「職員の健康診断業務」は管理職の責任で行う業務であること。

(2) 養護教員も一職員として管理職により健康を管理される側にあり、「職員の健康診断業務」を管理職が一方的に押し付けることは、県教委の回答（2011 年 1 月 24 日：後述）および通知

（2008 年 1 月 25 日）に反することから認められないこと。

養護教員は本務でない「職員の健康診断業務」を引き受けないこと。

(3) プライバシーの保護の観点から、管理職以外の職員に身体に関する情報を提供することおよび処理させることは認められないこと

- 2) 校長交渉を行い、分会会議で意思統一をした上記3点について校長に通告します。
- 3) 校長が県教委回答および県教委福利課通知を無視して職員に押しつけてきた場合は、本部と連携して対応します。

## 2. 2024年度初のとりのくみ

- 1) 分会会議を開催し、「職員の健康診断業務」を管理職の責任で行わせることを意思統一します。
- 2) 『職員の健康診断業務』を養護教員に押しつけることを認めない通告書(別紙1)で全分会員署名を行います。
- 3) 以下のことについて校長交渉を行います。
  - (1) 管理職が、「職員の健康診断業務」を、責任をもって行う体制になっているかを確認する。
  - (2) 養護教員に押し付ける動きがある場合には、
    - ① 分会として認めないこと
    - ② 養護教員は本務でない「職員の健康診断業務」を引き受けないことを、分会員署名の「通告書」(別紙1)を提出し通告する。

※県教委は「養護教諭」と表現していますが、新高教は「養護教員」で統一しています。
- 4) 分会は、法令順守で、「職員の健康診断業務」は、校長の責任で行うようとりくんで下さい。それでも校長が職員に押しつけてきた場合は、本部と連携して対応することとします。

### 【根拠法令等】

#### 学校保健安全法第15条(職員の健康診断)

学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

#### 学校教育法第37条

1 1 教諭は、児童の教育をつかさどる。

1 2 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

#### 労働安全衛生法66条(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

#### 学校安全衛生規則第44条(定期健康診断)

事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

#### 新潟県立学校職員安全衛生規定第24条(健康診断の実施)

校長は職員に対して、次の各号に掲げる健康診断を実施しなければならない。

### 【2011年1月24日県教委交渉でのおもな回答】

1. 「職員の健康診断業務」は養護教諭の本務ではない。養護教員の本務は児童・生徒の健康管理である(保健体育課)。
2. 平成20年1月25日発出の通知は、高教組との合意の内容であり、その通知のおかげで労安体制が整備されてきた。非常に大切な通知で毎年4月に副安全衛生管理者(主に教頭)に通知の周知をはかっている。その中で、「職務命令」を口にして養護教員に押しつけているという事例があると高教組から聞いて、ちょっと困っており憂慮している。さらに周知を徹底したい(福利課)。
3. 保体課および福利課の回答の通りである(高校教育課)。

以上

(別紙1)

2024年 月 日

学校長 様

学校分会

分会長

㊟

養護教員

㊟

### 「職員の健康診断業務」を養護教員に押しつけることを認めない通告書

職員の健康診断は、労働安全衛生法（第66条）に基づき管理職が責任をもって行うもので、一方的に養護教員に対して「職員の健康診断業務」を押しつけてくることは、2008年1月25日付け福利課が発出した高教組との合意に基づく通知文（教福第268号）にも反するものです。さらに養護教員部が2011年1月24日に「養護教員の待遇改善に関する要求書」に基づく県教委との交渉を行い、県教委より『職員の健康診断業務』は養護教諭の本務ではない」「養護教諭に対して職務命令を口にして『職員の健康診断業務』を押しつけることは通知の趣旨に合わない」との回答を得、また2023年12月19日の養護教員部の対県教委交渉においても同様の回答を得ています。

このことを踏まえ、校長が養護教員に対して一方的に「職員の健康診断業務」を押しつけることは、毎年福利課が確認して指導している高教組との合意に基づく通知に反することから絶対に認められないこと、および養護教員は本務でない「職員の健康診断業務」を引き受けないことを表明し、ここに通告します。

	名前	名前	名前
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

以上

新高教発第 69 号

2024 年 1 月 27 日

支 部 長 様  
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 県教委「実習助手の呼称について（通知）」の徹底について

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、実習教員部は毎年県教委交渉で 2010 年 4 月 1 日付教高第 49 号通知の内容をふまえ、学校における公文書以外の文書等においては、実習教員または実習教諭という呼称を用いることを要求しています。県教委は「実習助手の呼称について通知の趣旨を校長に通知している。研修会等で継続して指導している。」と回答しています。そこで以下のとりくみを要請します。

### 記

#### 1. 校長への申し入れ

(1) 期間 2 月 5 日（月）～2 月 22 日（木）

(2) 内容

- ①添付資料にある県教委通知の徹底を校長に申し入れる。
- ②離任式や入学式での紹介、校務分掌表などにも「実習助手」としないよう要請する。
- ③校内での呼称について全教職員へ県教委通知の趣旨を理解させるよう要請する

#### 2. 不明な点は高教組本部実習教員部担当（遠藤）まで

以 上

教 高 第 4 9 号  
平成22年4月1日

県立高等学校長 様  
県立中学校長 様  
県立中等教育学校長 様

高等学校教育課長

実習助手の呼称について（通知）

このことについては、「実習助手の呼称に関する要綱」で定めているところですが、当分の間、実習教諭又は実習教員の呼称の発令のない者を、校内的に実習教員と称することができるものとします。

なお、今後、関係規則及び要綱の整備を進めることとします。

担 当 高等学校教育課管理係  
管理係長 飯田昭男  
電 話 025-280-5610

支部長 様  
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 「能登半島地震」災害救援カンパのとりくみ

連日のとりくみに敬意を表します。

日教組より下記の内容でのカンパとりくみの要請がありました。

「1月1日、石川県能登半島を震源としてマグニチュード 7.6、最大震度 7 を本震とする『能登半島地震』は、1日以降も強い余震が続いています。強い揺れは震源の石川県、新潟県、富山県等北陸地方を襲い、多数の家屋の倒壊等により各地で甚大な被害が生じています。日教組は犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表し、被災者のみなさまにお見舞いを申し上げます。

被災地では多くの幼稚園、小中高校、特別支援学校が壁の崩落やひび割れ、運動場等の地割れ等の被害があり、避難所となっている学校も多くなっています。

日教組は子ども・教職員の救済・安全確保と学校教育の早期復興を最優先して、災害対策本部を設置しました。また、緊急カンパ活動に組織的にとりくみ、該当県・高教組を通じて子ども・教職員の救済、学校教育の早期復興等に充てていくようにすすめていきます。

各単位組合は被災者救援のための組織的カンパ活動にとりくむよう指示します。」

そこで、緊急ではありますが新高教においても下記の通りカンパ活動を行いますので、よろしくお願いたします。

### 記

- とりくみ期間 1月29日(月)～3月19日(火)
- カンパ目標 組合員一人500円以上の任意のカンパ  
※可能な限り、すべての教職員に協力を求めてください。
- 送付先 日本教職員組合
- 本部集約方法
  - 分会はカンパ袋で分会員への協力を要請する。(カンパ袋表紙をご活用ください)
  - 分会は下記の方法で提出をお願いします。
    - 各種機関会議等の際に執行委員に提出、または直接本部まで提出。
    - 同封の振込用紙で下記まで振込。
  - 別紙報告用紙にて、合計金額・振込金額等について報告してください。
  - 集約日 第1次：2月29日(木) 第2次：3月19日(火)

振込口座  
新潟県労働金庫本店 普通預金 1014973  
口座名義 新潟県高等学校教職員組合 執行委員長 遠藤 丞

以上

新高教 指示第 70 号

## 「能登半島地震」災害救援カンパ報告用紙

分会名

報告者

---

### ①直接提出の場合

提出日

合計金額

---

### ②振込の場合

振込日 2024 年 月 日

振込金額

---

# 「能登半島地震」災害救援カンパ

# カンパ袋

○1月1日におきた「能登半島地震」は、能登半島を中心に甚大な被害を与え、多くの子ども・教職員が被災しました。

◎日教組は、子ども・教職員の救済、学校教育の早期復興のため、緊急カンパ活動に組織的にとりくみます。

-みなさまのご理解とご協力をお願いいたします-

**新潟県高等学校教職員組合**

**日本教職員組合**

新高教発第71号  
2024年1月27日

支部長 様  
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 遠藤 丞

## 「ALPS 処理水」の海洋放出を直ちに停止することを求める署名の要請

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、多くの反対があるにも関わらず、日本政府・東京電力によって「ALPS 処理水」の海洋放出が強行され続けています。これは、他の原発で流されているトリチウム水とは違い、「燃料デブリ」に触れた水であることを、ほとんどのメディアは報じていません。私たちは安易な「海洋放出」を、長期にわたって続けることを看過することはできません。

一刻も早く「ALPS 処理水」の海洋放出を停止することを求める署名について、県平和センター、平和フォーラム、原水禁でも署名にとりくんでいます。

については、新高教においても、下記の通り署名にとりくみますので、各位のご協力をよろしくお願いします。

### 記

1. 件名 「ALPS 処理水」の海洋放出を直ちに停止することを求める署名
2. とりくみ要請 組合員1人1筆以上
3. とりくみ期間 3月末までに本部へ提出
4. 提出先 **新高教本部** (〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4 高校会館)

5. その他 新高教集約分を「原水爆禁止日本国民会議」へ送付いたします。  
署名用紙が足りない場合は、コピー等お願いいたします。  
電子署名も行っています (Change.org)。

URL <https://00m.in/jdc1X>

QR コード



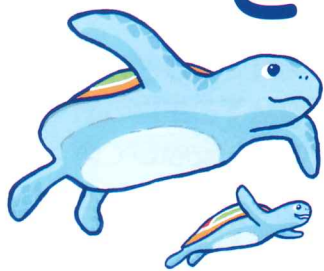
不明な点は本部組織担当 (浅川: 025-265-4151) までお問い合わせください。

海でつながる世界すべての人々が  
原発事故により放出された放射性物質を恐れることのない  
安全な生活の実現を望みます

署名

ミライノウミプロジェクト

# 「ALPS処理水」の 海洋放出停止を求める署名に ご協力をお願いします



日本政府・東京電力が、多くの反対があるにも関わらず強行している「ALPS処理水」の海洋放出。これは、他の原発で流されているトリチウム水とは違い、「燃料デブリ」に触れた水です。私たちは安易な「海洋放出」を、長期にわたって続けることを看過することはできません。一刻も早く停止することを求める署名に、ぜひ多くの方のご協力をお願いします！

## オンライン署名

change.orgで署名を集めています。  
QRコードからお進みください。



第一次集約  
2024年3月末

以後も二次集約として提出します

## 署名用紙

取り扱い団体でとりまとめた署名原本を、  
呼びかけ団体にあてにお送りください。  
(コピー・FAX不可) 署名を送っていただ  
く際は、総署名人数が分かるメモをつけ  
て頂けると助かります。

<署名の送り先・お問合せ>

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館1階 原水禁気付

電話:03-5289-8224



\*いただいた署名は、政府へ提出する以外の目的では、使用いたしません。

呼びかけ団体

福島県平和フォーラム／原子力資料情報室(CNIC)／原水爆禁止日本国民会議(GENSUIKIN)



<https://mirainoumi.info>  
お問合せ: [contact@mirainoumi.info](mailto:contact@mirainoumi.info)

汚染水の海洋放出は「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という約束と、地元の人びとの思いを踏みにじるものです。「ミライノウミプロジェクト」は、海洋放出のなになが問題なのか、多くのひとに知ってほしい、そして海洋放出を止めたい!というプロジェクトです。



# 「ALPS 処理水」の海洋放出を直ちに停止することを求める署名

呼びかけ団体

福島県平和フォーラム  
原子力資料情報室 (CNIC)  
原水爆禁止日本国民会議 (GENSUIKIN)

## 趣旨

東日本大震災・福島第一原発事故から 13 年近くが経過しようとしています。いまだに避難生活を強いられている多くの人々がいるにもかかわらず、日本政府は「脱炭素」を理由に、再び原子力推進施策に舵を切りました。

福島第一原発の燃料デブリに触れた水を処理した「ALPS 処理水」の海洋放出が強行されています。この「ALPS 処理水」には、処理しきれない放射性物質が含まれています。「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と約束したことを反故にし、福島県漁連をはじめとする福島県民、そして全国、全世界の人々から反対や懸念があったにもかかわらず、「廃炉のためには海洋放出は仕方がない」と、さらなる放射能汚染を一方向的に押しつけるやり方は、決して許されません。

拙速な海洋放出ではなく、放射性物質除去の技術開発を進めながら、その間は放射性物質のモルタル固化や陸上保管等、放出ではない他の方法の十分な検討と検証が必要です。安易な「海洋放出ありき」ではありません。

福島第一原発からは事故により既に大量の放射性物質が放出されました。そして今なお、「ALPS 処理水」の他にも様々な経路から多くの放射性物質を大気と海に放出しています。それにもかかわらず、タンク内で管理できている放射性物質まで放出するというのは言語道断です。

私たちは、海でつながる世界すべての人々が、原発事故により放出された放射性物質に脅かされることのない、安全な生活の実現を望みます。海は人間だけのものではなく、海に棲む全ての生物の命の源です。自然環境をこれ以上壊さず、人と自然が共生できる持続可能な暮らし、漁師が安心して漁ができ、世界中の人々が海産物を食べたり、海で遊んだりすることに不安を感じない暮らし、だれもが笑顔で安心して、子どもを育てられる暮らし、を私たちは望みます。

そのために、以下のことを要請します。

## 要請事項 「ALPS 処理水」の海洋放出を直ちに停止してください。

内閣総理大臣 様

名 前	住 所

\*いただいた署名は、政府へ提出する以外の目的では、使用いたしません。

取り扱い団体

新潟県平和運動センター TEL025-281-8100 kenheiwa@arion.ocn.ne.jp